

# (案)

## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

平成30年6月20日付け寒川町地域公共交通会議において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

寒川町コミュニティバス「もくせい号」倉見大村ルート of 事業計画を次のとおり変更する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域  
(変更に係る路線)
  - 倉見大村ルート 寒川駅～倉見駅前～宮山駅前～寒川駅  
(別紙1のとおり)
  
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
(変更)
  - 倉見大村ルート 寒川駅～倉見駅前～宮山駅前～寒川駅  
(別紙2のとおり)
  
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - (1) 適用する期間
    - 毎年1月4日から1月第4日曜日まで

平成30年6月20日  
寒川町地域公共交通会議  
会長 岡村敏之